

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県及び市町村の代表者及び職員
- (2) 県及び市町村の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 10人以内
- (3) 常任委員 60人以内
- (4) 監事 3人以内

(役員を選任)

第6条 会長は、長野県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員及び監事に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された」とあるのは「選任された」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項から第3項までの規定は、顧問及び参与について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・企業協賛推進委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 県外競技会運営委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により総会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった委員を総会に出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を行う。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、及び決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 県外競技会運営委員会の設置及び県外競技会運営委員会への委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、会長が委嘱する推進委員をもって構成する。

- 2 推進委員会は、総会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し、必要な事項は、総会に諮り、別に定める。

- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、推進委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「推進委員」と読み替えるものとする。
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査審議し、及び委任された事項を決定し、それらの結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(県外競技会運営委員会)

第15条 県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「運営委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(専決処分)

- 第16条** 会長は、特に緊急を要するため総会を招集し、若しくは書面により総会を開催する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で特に軽易なものと認めるときは、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、常任委員会委員長の専決処分について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 20 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 22 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 8 月 25 日 から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現にある第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の方針、計画等については、実行委員会において決定されたものとみなし、これらの文章中「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」とあるのは「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。
- 4 この会則の施行の日に限り、第 10 条第 4 号に掲げる専門委員会及び第 5 号に掲げる県外競技会運営委員会に関し必要な事項については、第 14 条第 3 項及び第 15 条第 3 項の規定に関わらず、会長が総会に諮り、別に定めるものとする。